

## 移動用変電設備の相互融通に関する連携協定の締結に伴う 災害時連携計画変更届出書の提出について

2024年3月25日  
関西電力送配電株式会社

当社を含めた一般送配電事業者10社<sup>※1</sup>は、本日、移動用変電設備<sup>※2</sup>の相互融通に関する連携協定を締結し、電気事業法第33条の2第1項<sup>※3</sup>に基づき、電力広域的運営推進機関へ「災害時連携計画<sup>※4</sup>変更届出書」を提出しました。

昨今の激甚化する自然災害を踏まえ、一般送配電事業者は、レジリエンス強化や非常災害時における電力の迅速な復旧がより一層求められています。また、重要な国家イベントなどにおいても、電力の安定供給に向けた備えを万全にしておくことが電力インフラを支える一般送配電事業者の使命であります。

今回、非常災害時において、一般送配電事業者の相互応援による電力の迅速な復旧を行うため、各社が保有している移動用変電設備を他社へ柔軟かつ円滑に融通できるよう、機器の適合性の事前確認、融通の際の連絡・応援体制等を規定した連携協定を締結し、本協定の内容を災害時連携計画へ追加しました。

当社は引き続き、一般送配電事業者および関係機関とさらなる連携を図り、非常災害時の電力の迅速な復旧に向けた取組みを強化することで、電力の安定供給の確保に努めてまいります。

- ※1 北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社、九州電力送配電株式会社、沖縄電力株式会社
- ※2 トレーラーまたはトラック上に特別高圧の変圧器、遮断器などを積載した可搬型の変電機器。既存の変電所の機器故障時や工事期間中等においては変電所からの出力が低下するため、移動用変電設備を設置することで変電所からの供給力を確保する。
- ※3 電気事業法第33条の2第1項（災害時連携計画）  
一般送配電事業者は、共同して、経済産業省令で定めるところにより、災害その他の事由による事故により電気の安定供給の確保に支障が生ずる場合に備えるための一般送配電事業者相互の連携に関する計画を作成し、推進機関を経由して経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- ※4 電気事業法に基づき、非常災害時における一般送配電事業者間の相互応援および一般送配電事業者と関係機関との連携ならびに非常災害時に備えた平時からの一般送配電事業者間の連携および一般送配電事業者と関係機関との連携について定めたもの。過去の自然災害からの教訓を踏まえ、非常災害による停電復旧を迅速かつ柔軟に行うことを目的としており、一般送配電事業者10社が策定し、2020年7月に電力広域的運営推進機関を経て経済産業大臣に届出しているもの。

以上

別紙1：[移動用変電設備による復旧の概要](#)

別紙2：[災害時連携計画および別添資料](#)